○人事委員会規則二―三(人事委員会事務局組織規則)の

一部を改正する

人事委員会

目

次

(職員の任用に関する規則)

0)

部を改正する規

公

○人事委員会規則七―一(寒冷地手当)の一部を改正する規則

(勤勉手当)の一部を改正する規則

五五四四

Ŧī.

○人事委員会規則七―十八(管理職手当)の一部を改正する規則

○人事委員会規則七―五十三(地域手当)の一部を改正する規則

〇人事委員会規則八—五 (職員の勤務時間、

一部を改正する規則

○人事委員会規則十一—一 (管理職員等の範囲を定める規則)

○人事委員会規則十一—二 正する規則 (公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職

員等の範囲を定める規則) Ī (公益的法人等への職員の派遣等に関する規則 の一部を改正する規則

一部を改正する規則

程

(1)

○人事委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規

○人事委員会規則十二

宮 城 県 〇人事委員会規則七—十五 〇人事委員会規則八一六 ○人事委員会規則七―六十二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則 を改正する規則

(学校職員の勤務時間、 休暇等に関する規則) 休暇等に関する規則 0) Ŧī.

六

の一部を改

六

六

第三条に次の十号を加える

七

職員の退職管理に関すること

○人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

発 行

(地域手当)

の一部委任の一部を改正する告示

一部を改正する訓令

(職員の勤務時間等の基準等)

の一部の委任の一部を

宮

宮 城 県 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

ページ

(学校職員の勤務時間等の基準等)

0)

一部の委任の

=

三

 $\equiv$  $\stackrel{-}{=}$  $\overline{\phantom{a}}$ 

○人事委員会事務専決規程の

○人事委員会の権限 ○人事委員会の権限

○人事委員会の権限 部を改正する告示 改正する告示

委

員

会

八事委員会規則二―三(人事委員会事務局組織規則) 平成二十八年三月三十一日 事

宮城県人事委員会 の一部を改正する規則をここに公布する 員 長 小

Ш 竹 男

〇人事委員会規則二―三―十二 八事委員会は、地方公務員法 人事委員会規則二―三(人事委員会事務局組織規則)の一部を改正する規則 (昭和二十五年法律第二百六十一号) に基づき、人事委員会規則は

三(人事委員会事務局組織規則)の一部を次のように改正する 第二条第一項中「次の表の上欄に掲げる課」を「総務課」に、「それぞれの課に当該下欄に掲げる班 「同課に総務審査班、任用班及び給与班」に改め、同項の表を削る

に次の一号を加える を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次 第十一号中「退職手当」を「職員に対する退職手当」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号 第三条第二号中「その他人事並びに」を「その他の人事及び」に改め、同条第十二号を削り、 同条

事務組合等」に改め、 のように改める。 第三条第十三号中「規約の認証」を「登録等」に改め、 人事委員会規則等の制定及び改廃に関すること 同条第十六号中「勤務時間」を「職員の勤務時間」に改め、 同条第十四号中 「一部事務組合」を「一部 同条第十九号を次

十 干 人事行政に関する事項についての企画及び調査に関すること 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること

七

二十二 人事行政の運営に関する任命権者への勧告に関すること。

掲すること。 二十三 職員に関する制度についての研究の成果に関する議会若しくは長又は任命権者への提出に

二十四 職員に関する条例の制定又は改廃に関する議会及び長に対する意見の申出に関すること。

ニトン、戦争の人事平面に関わること。

職員の競争試験及び選考に関すること

二十五

二十六 職員の人事評価に関すること。

二十七 職員の給与等の勤務条件についての議会及び長に対する報告及び勧告に関すること。

二十八 職員に対する給与の支払の監理に関すること

一十九 職員の研修に関すること。

第四条を削る。

を「同表の」に改め、同項の表技師の項を削り、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。第五条第三項中「職のほか」の下に「、事務局の内部組織の必要に応じ」を加え、「それぞれ当該\_

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

則

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

# 〇人事委員会規則四—〇—十四

人事委員会規則四―〇(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則

三項中「行なう」を「行う」に改める。第四条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第

第十条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第十三条中「得点順に」を削る。

職務遂行能力並びに当該職についての適性及び」に改め、「正規の提示員数に達するまで高点順に」第十七条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。第十六条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「から採用すべきものの員数に四人を加えた第二十条の見出しを「(提示)」に改め、同条第一項中「から採用すべきものの員数に四人を加えた真数に満たない」を「の数が採用すべき者の数よりも少ない」に、「最も適当と認める他の」を「他の最も適当と認める」に、「職の職務遂行に」を「職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準の最も適当と認める」に、「職の職務遂行に」を「職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準の最も適当と認める」に、「職の職務遂行に」を「職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準の最も適当と認める」に、「職の職務遂行に」を「職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準の最も適当と認める」に、「職の職務遂行に」を「職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準の最も適当と認める」に、「職の職務遂行に」を「職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準の最も適当と認める」に、「職の職務遂行に」を「職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準の最も適当と認める」に、「職の職務遂行に」を「職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準の最も適当と認める」に、「職の職務遂行に」を「職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準の最も適当と認める」に、「職の職務遂行に」を「職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準の最も適当と認める」に、「職の職務遂行能力が以下、「職の属する職制」の段階の標準的な職に係る標準の最も適当と認める」に、「職の職務遂行能力が以下、「職の職務」という。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条及び第二十二条 削除

項中「届」を「届出」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。第二十四条第一項中「附記」を「付記」に改め、同条第二項中「届」を「届出」に改め、同条第三項中「届」を「届出」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

やかに、選択された」を「速やかに」に改める。第二十七条の見出し中「選択」を「採用等」に改め、同条中「選択の」を「採用等の」に、「すみ

度が」を加え、同項第三号の二及び第四号中「職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同を「又は係長級若しくは警部補の階級」に改め、同項第三号中「職と」の下に「職務の複雑と責任のを職」という。)が主任主査若しくは係長である職員の職の属する職制上の段階」に、「又は警部補」の段階又は階級が、法第十五条の二第二項の規定により任命権者が定める標準的な職(以下「標準的の段階又は階級の項第二号中「職又は階級の区分が主任主査(主任主査相当職を含む。)」を「職制上

か」に改める。 上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどう 第三十条第三項中 一項中「すべて」を「全て」に改め、 「選考される者の当該職の職務遂行の能力」を「当該選考に係る職の属する職制 同条第三項を削

を 第三十一条第一項第二号中「掲げる職の区分」を「掲げる職制上の段階」に、 「職制上の段階又は階級」に改め、同条第二項を削る 「階級又は職の区分」

ない」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。 第三十二条第一項中「行なう」を「行う」に、「行なわなければならない」を「行わなければなら

第三十三条中「行なう」を「行う」に改める。

第三十五条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

める。 第三十七条第一項中「の終る」を「が終わる」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に改

提示された」に、「第二十条に規定する正規の提示員数」を「採用すべき者の数に四人を加えた数 第三十八条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「若しくは」を「を受けた場合、

第三十九条中「こえない」を「超えない」に改める

相当職を含む。)以下の階級又は職」を「職制上の段階又は階級が課長補佐級又は警部の階級以下の 職制上の段階以下のもの」に改め、同項第二号中「階級又は職の区分が警部又は課長補佐(課長補佐 が課長補佐(課長補佐相当職を含む。)以下の職」を「職制上の段階が、標準的な職が課長補佐又は もの」に改める 次長(選挙管理委員会事務局及び宮城海区漁業調整委員会事務局に限る。)である職員の職の属する 第四十一条第一項中「職又は階級」を「職制上の段階又は階級」に改め、同項第一号中「職の区分

第四十二条中「行なう」を「行う」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める

第四十三条第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改める

別表第三及び別表第四を次のように改める

別表第三(第二十八条、第三十一条、第四十一条関係)

#### 選考基準表

業局、議会事務局及び監査委	標準的な職が部長、局長(企	職制上の段階
整委員会事務局を除く。)又は教育次長である職員の職の属す	標準的な職が次長(選挙管理委員会事務局及び宮城海区漁業調	経歴又は学歴

(3)

属する職制上の段階 は事務局長である職員の職の 員事務局に限る。)、教育監又 | る職制上の段階に三年以上在職していること若しくは大学卒十 七年以上の経験年数があること又はこれらと同等以上と認めら れる経歴を有すること。

業調整委員会事務局を除く。) 本部にあつては、参事の属す の属する職制上の段階(警察 又は教育次長である職員の職 委員会事務局及び宮城海区漁

標準的な職が次長(選挙管理 制上の段階に三年以上在職していること若しくは大学卒十四年 以上の経験年数があること又はこれらと同等以上と認められる 区漁業調整委員会事務局に限る。)である職員の職の属する職 標準的な職が課長又は局長(選挙管理委員会事務局及び宮城海 経歴を有すること。

る職制上の段階)

を除く。)の属する職制上の 局に限る。) である職員の職 宮城海区漁業調整委員会事務 標準的な職が課長又は局長 (警察本部にあつては、参事 (選挙管理委員会事務局及び る職制上の段階に二年以上在職していること若しくは大学卒十 城海区漁業調整委員会事務局に限る。)である職員の職の属す 標準的な職が課長補佐又は次長(選挙管理委員会事務局及び宮 れる経歴を有すること。 一年以上の経験年数があること又はこれらと同等以上と認めら

標準的な職が課長補佐又は次 (選挙管理委員会事務局及 標準的な職が主任主査又は係長である職員の職の属する職制上

職の属する職制上の段階 務局に限る。) である職員の び宮城海区漁業調整委員会事

長である職員の職の属する職 標準的な職が主任主査又は係 有すること。 経験年数があること又はこれらと同等以上と認められる経歴を の段階に三年以上在職していること若しくは大学卒九年以上の

る職制上の段階に十年以上在職していること若しくは大学卒六 標準的な職が主任又は主事若しくは技師である職員の職の属す 年以上の経験年数があること又はこれらと同等以上と認められ

制上の段階

しくは技師である職員の職の 標準的な職が主任又は主事若 認められる経歴を有すること 高等学校卒業以上の学歴を有すること又はこれらと同等以上と る経歴を有すること。

備考 経験年数の算定は、 よる。 規則七—三十三 (初任給、 昇格、 昇給等の基準)に定めるところに 属する職制上の段階

別表第四(第二十八条、第三十一条、第四十一条関係

選考基準表(警察官に係るもの

職制上の段階又は階級	経歴又は学歴
部長級	認められる経歴を有すること。学卒十四年以上の経験年数があること又はこれらと同等以上と学を十四年以上の経験年数があること又はこれらと若しくは大課長級又は警視の階級に三年以上在職していること若しくは大
課長級又は警視の階級	上と認められる経歴を有すること。は大学卒十一年以上の経験年数があること又はこれらと同等以課長補佐級又は警部の階級に三年以上在職していること若しく
課長補佐級又は警部の階級	らと同等以上と認められる経歴を有すること。 係長級又は警部補の階級に三年以上在職していること又はこれ
係長級又は警部補の階級	れらと同等以上と認められる経歴を有すること。主任級又は巡査部長の階級に二年以上在職していること又はこ
主任級又は巡査部長の階級	と同等以上と認められる経歴を有すること。 係員級又は巡査の階級に二年以上在職していること又はこれら
係員級又は巡査の階級	認められる経歴を有すること。高等学校卒業以上の学歴を有すること又はこれらと同等以上と
備考経験年数の算定は、規則	規則七―三十三に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一(寒冷地手当)の一部を改正する規則をここに公布する!

平成二十八年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 小 Ш 竹 男

# 〇人事委員会規則七———三十八

人事委員会規則七―一(寒冷地手当)の一部を改正する規則

員会規則七―一(寒冷地手当)の一部を次のように改正する。 人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委

第一条中「基準日(」の下に「第二条の二、」を加える。

加える。

一条の次に次の一条を加える。

(宮城県外の地域及び手当額

第二条の二 給与条例別表第六の人事委員会規則で定める地域は、国家公務員の寒冷地手当に関する (昭和二十四年法律第二百号) 別表に掲げる地域 (宮城県内の地域を除く。) とする。

給与条例第二十一条第二項の表の人事委員会規則で定める額は、職員の在勤する地域の区分及び

基準日における職員の世帯等の区分に応じ、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条第一項の する職員の例によるものとする。 表に掲げる額とする。この場合において、職員の世帯等の区分については、宮城県内の地域に在勤

第四条第一項中「(昭和二十四年法律第二百号)」を削る。

別表中

黒川郡大和町吉岡字町裏三二番地 黒川郡大衡村大衡字平林一三番地 黒川郡大和町宮床字中山二九番地

大衡村立大衡小学校 大和町立宮床小学校難波分校 大和町立吉岡小学校

を

黒川郡大衡村大衡字平林一三番地 黒川郡大和町吉岡字町裏三二番地

大和町立吉岡小学校

大衡村立大衡小学校

 $\equiv$ に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七—十五 (勤勉手当) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 小 Ш 竹

男

# 〇人事委員会規則七―十五―三十三

人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を改正する規則

員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を次のように改正する。 人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、 人事委

該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)」を 第五条第二項第二号中「育児休業をしている職員」の下に「(当該育児休業の承認に係る期間 (当 消

附

則

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七—十八 平成二十八年三月三十一日 (管理職手当)

の一部を改正する規則をここに公布する。

宮城県人事委員会 委員長

小

Ш

竹

男

○人事委員会規則七—十八—五十九

人事委員会規則七―十八(管理職手当)の一部を改正する規則

員会規則七―十八(管理職手当)の一部を次のように改正する。 人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、 人事委

別表第一知事の項中 防 学 校 消 校 防 学 長 校 副 校 三種 校 に 長 長 三種 五種 を

副 校 長 四種

ダム管理事務所長 五種 を

五種 に改める。

地域事務所副部長部長 部長 課 興 部 長

平成二十八年四月一日から施行する。

(5)

この規則は、

附

則

宮城県人事委員会

委員長

小

Ш

竹

男

平成二十八年三月三十一日

人事委員会規則七―五十三(地域手当)

0)

一部を改正する規則をここに公布する。

〇人事委員会規則七―五十三―二十四

人事委員会規則七―五十三(地域手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、 人事委

員会規則七―五十三(地域手当)の一部を次のように改正する。

第十一条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―六十二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長

小

Ш

竹

男

〇人事委員会規則七―六十二―三十六

人事委員会規則七―六十二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

八事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委

員会規則七―六十二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

附

別表第一号中

ダム管理事務所 栗駒北部地方振興事務所

を

務所栗駒ダム管理事栗原地方ダム総合事 に改める。

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則八—五 (職員の勤務時間、 休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公

平成二十八年三月三十一日

宮城県人事委員会

第十六条第四項第二号を削り、

同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とす

# 〇人事委員会規則八—五—三十九

る。 事委員会規則八一五 第十八条第四項第二号を削り、 第四条第一項第二号中 人事委員会は、 人事委員会規則八―五(職員の勤務時間、 職員の勤務時間、 (職員の勤務時間、 「小学校」の下に「又は義務教育学校の前期課程」を加える 同項第三号中 休暇等に関する条例 休暇等に関する規則) 「前二号」を「前号」に改め、 休暇等に関する規則) (平成七年宮城県条例第七号)に基づき、 の一部を次のように改正する。 の 一部を改正する規則 同号を同項第二号とす 人

#### 附 則

この規則は、 平成一 一十八年四月 一日から施行する。

に公布する 人事委員会規則 八 人 (学校職員の勤務時間、 休暇等に関する規則) 0) 部を改正する規則をここ

平成二十八年三月三十 日

### 宮城県人事委員会

委 員 長 小 Ш 竹 男

### 〇人事委員会規則八—六—三十七 人事委員会規則八―六(学校職員の勤務時間、 休暇等に関する規則) の一部を改正する規則

人事委員会規則八―六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。 第四条第一項第二号中「小学校」の下に「又は義務教育学校の前期課程」を加える 人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号)に基づき、

附 則

この規則は、 平成 一十八年四月 日から施行する。

人事委員会規則十 \_ | \_\_ (管理職員等の範囲を定める規則) 0) 一部を改正する規則をここに公布す

0)

部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十

Н

宮城県人事委員会

員 長 小 Ш 竹 男

委

〇人事委員会規則十一— — — 四 干

委

員

長

小

Ш

竹

男

人事委員会規則十一—— (管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則

き、 人事委員会は、 人事委員会規則十一—一 地方公務員法 (管理職員等の範囲を定める規則) (昭和1 一十五年法律第二百六十一号) の一部を次のように改正する。 第五十二条第四項の規定に基づ

別表第一人事委員会事務局の項中 職 総 員 務 課 課 総括する職に限る。) 総括する職に限る。) る。) な平審理の事務を総括する職に限公平審理の事務を総括する職に限公平審理の事務を総括する職に限 を

務 課 副参事、課長補佐、主幹及び主任副参事、課長補佐、主幹及び公平審理、任用又は給与勧告の事務を総括する職に限給与勧告の事務を総括する職に限る。)

に改める。

総

附

則

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

入事委員会規則十一─二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則) 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

0)

宮城県人事委員会

委 員 長 小 Ш 竹 男

人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規

則 の一部を改正する規則 〇人事委員会規則十一—二—六十五

き 人事委員会は、 人事委員会規則十一 地方公務員法 一一二 (公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則) (昭和1 一十五年法律第二百六十一号) 第五十二条第四項の規定に基づ

別表第一白石市の項中 次長 (行政改革推進室関係) を削り、

平成二十八年三月三十一日

### 宮城県人事委員会

委員長 小 Ш 竹

男

人事委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程

第一条 この規程は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十五条の二第一項第五号 めるものとする。 及び同条第二項の規定に基づき、人事委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力を定

第二条 標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとす る。 (標準的な職)

主事	六 規則第四条第三項の表に掲げる主事の属する職制上の段階
主任主査	段階
課長補佐	る主幹の属する職制上の段階四 規則第四条第一項の表に掲げる課長補佐及び同条第二項の表に掲げ
課長	参事の属する職制上の段階 三 規則第四条第一項の表に掲げる課長及び同条第二項の表に掲げる副
次長	事の属する職制上の段階 二 規則第四条第一項の表に掲げる次長及び同条第二項の表に掲げる参
事務局長	る理事の属する職制上の段階という。) 第四条第一項に定める事務局長及び同条第二項の表に掲げという。) 第四条第一項に定める事務局長及び同条第二項の表に掲げ 人事委員会規則二―三(人事委員会事務局組織規則)(以下「規則」
標準的な職	職制上の段階

査     佐       長     準的な職	査     佐       長     準的な職	査     佐       長     準的な職       二		表に掲げる主事の属する職制上の段階	の表に掲げる主任主査及び主査の属する職制上の   主任主査	上の段階の表に掲げる課長補佐及び同条第二項の表に掲げ 課長補佐	の段階の表に掲げる課長及び同条第二項の表に掲げる副 課長の表に掲げる課長及び同条第二項の表に掲げる副 課長	校階	上の段階 項に定める事務局長及び同条第二項の表に掲げ 項に定める事務局長及び同条第二項の表に掲げ   事務局長	職制上の段階
		=	次の表の上欄に掲げる標準的な		査	佐			長	標準的な職

準
職
務
遂
行
能
力
٣

第三条 前条の表の下欄に担 職ごとに、同表の下欄に担

			二						_	
			次長						事務局長	標準的な職
四四	三	二	_	六	五	四	三	=	_	
説明・調整	断	構想	倫 理	組織統率	業務運営	説明・調整	断	構想	倫 理	
に、組織方針の実現に向けて、局長を補佐し、所管行政について適切な説明を行うととも	いて、迅速に適切な判断を行うことができる。担当分野の責任者として、その重要課題につ	いて基本的な方針を示すことができる。の将来を見据えて、担当分野の重要課題につの将来を見据えて、担当分野の重要課題につ所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、県	な姿勢で職務を遂行することができる。とともに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚とともに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚	ができる。 戦員が能力を最大限に発揮できるよう指導力	用や業務見直しに率先して取り組むことがで 用や業務見直しに率先して取り組むことがで きる。	互理解と合意形成を図ることができる。あっても、関係者と粘り強く調整を重ね、相に、組織方針の実現に向けて、困難な状況に所管行政について適切な説明を行うととも	迅速に適切な判断を行うことができる。 局の責任者として、その重要課題について、	できる。 要課題について基本的な方向性を示すことが要課題について基本的な展望に立って、局の重局的な視野と将来的な展望に立って、局の重所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、大	で職務を遂行することができる。に、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢に、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢	標準職務遂行能力

	1 /2 4-		,,,,,												• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
		四課長											二二課長				
		課長補佐											2				
<u> </u>		_		六		五			四	Ξ			_	六	五.		
企画・立案		倫理		組織統率・人材育成		業務運営・遂行			説明・調整	半	IJ F	企画・立案	理	組織統率	業務運営		
担当する庁政課題を的確こ足え、効果的な政	職務を遂行することができる。	- LU) H いいっこ、 成ミハウ 兼意などみで担当業務の第一線において責任を持って課題	さる。	人間生こ合わせた省尊・育成を行うことがで業務配分と進捗管理を行うとともに、部下の部下が能力を最大限に発揮できるよう適切な	を遂行することかてきる。	と、課の責任者として積極的、意欲的に業務と、課の責任者として積極的、意欲的に業務経営資源の有効活用や業務見直しを図るな		見こ可す、相互里解と含意形式を図ることがに、関係者と信頼関係を築き、組織方針の実	所管行政について適切な説明を行うととも	適切な判断を行うことができる。	且戦目票り産ರこ可け	の高い政策を立案することができる。 所管する行政課題を的確に捉え、実現可能性	務を遂行することができる。 高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢で職課の課題に責任を持って取り組むとともに、	職員が能力を最大限に発揮できるよう指導力	組織活力の向上を意識し、経営資源の有効活		整を重ね、目互理解と  令意形成を図ることが   困難な初汤にあっても。関係者と料り弱く訓
			六主事									五主任主査					
	=			7	<u>Б</u> .	<u>pr</u>	ı	三	Т	=		_	六	五	Д	三	
	企画・課題対応		倫理		業務遂:丁	折種・応対	i i	協調性		企画・課題対応		倫理	人材育成・活用	業務遂行	説明·調整	判断	
─ 活用している。	担当業務に関する知識・技術を学び、業務に	えて書居て登奏で用系を見不ざることができ	かつ兼屋などをで戦务と室庁ようにいいた責任を持って業務に取り組むとともに、誠	選行することができる。	所属組織の目票達成こ句けて業務全体に	分な理解と納得を得ることができる。したうえで的確な説明を行い、関係者から十担当業務について、相手の意向を正しく理解	はない。	関系と構築している。上司や同僚、関係機関等の担当者と協力的	一一一介画・立案することえてきる	全画・立案することができる。担当業務の問題点を把握し、効果的な施策を	謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	を持って業務に取り組むとともに、誠実かつ所属組織における監督的立場を自覚し、責任	うことができる。	<ul><li>遂行することができる。</li><li>遂行することができる。</li></ul>	形成を図ることができる。  形成を図ることができる。  地当業務について論理的な説明を行うととも	担当業務について、適切な判断を行っている。	質を主義でることができる

四  $\equiv$ Ŧī. 協調性 業務遂行 折衝・応対 担当業務について改善に取り組み、 僚等と協働して業務を遂行することができる。維綿の方針や上司の指示を正しく理解し、同 業務を遂行することができる。 解を得ることができる 担当業務について課題を客観的に整理し、 積極的に 理

第四条 この規程に定めるもののほか、標準的な職及び標準職務遂行能力に関し必要な事項は、別に

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県人事委員会訓令第四号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 小 Ш 竹 男

# 人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局処務規程(昭和五十年宮城県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正す

第三条第一項中「課長及び課長補佐 (総括担当)」を「次長、課長及び総括担当を命ぜられた課長 (以下「課長補佐 (総括担当)」という。)」に改める。

「当該事務を主管する」を削り、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える 第五条第一項中「事務局次長」を「次長」に改め、同条第二項中「事務局次長」を「次長」に改め、

第五条の二 次長に事故があるときは、課長がその事務を代決することができる。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 課長補佐 (総括担当) に事故があるときは、当該事務を担当する班の班長を命ぜられた (課長補佐(総括担当)の代決)

> 第七条中「前三条」を「第五条から第六条の二まで」に改める。 第九条を次のように改める。 職にある者がその事務を代決することができる。

### 第九条

第十条第二項中「総務課長」を「課長」に改める。

第十八条の見出しを「(課長の職務)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「総務課長」を「課

長」に改め、同項を同条とする。

別表第一を次のように改める。

#### 別表第一

次長

職員に関する次のこと。

課長(これに相当する職(局に置かれる職に限る。)を含む。以下この項において同じ。)の

職にある者の旅行命令 課長の職にある者の週休日の指定及び勤務時間の割振り、週休日の振替、 休憩時間の変更の

休暇等に関する規則)第二十二条第一項第十一号から第十三号まで及び第十五号に掲げる場合 第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号までに掲げる場合に限る。)の承認 に限る。)の届出の受理並びにこれらの者の特別休暇(同項第一号から第十号まで、第十四号、 承認並びに休日の代休日の指定 課長の職にある者の年次有給休暇及び特別休暇(人事委員会規則八―五 (職員の勤務時間、

課長の職にある者の病気休暇の承認

部の取消し 課長の職にある者の育児休業に係る部分休業、修学部分休業及び高齢者部分休業の承認の一

は事務の従事の許可 課長の職にある者の営利を目的とする私企業等の役員の兼職又は報酬を得てする事業若しく

務の特例に関する規則) 局長が別に定める場合に限る。)に限る。)の承認 課長の職にある者の職務に専念する義務の免除(人事委員会規則九― | (職務に専念する義 )第一条各号に掲げる場合(同条第七号に掲げる場合にあっては、事務

課長の職にある者が報酬を得て非常勤の消防団員を兼職することの承認

課長の職にある者の管理職員特別勤務手当の対象となる勤務の実績の確認

IJ チ

職員に関する次のこと。

- イ 以下「課員」という。)の事務分担の決定 (これに相当する職 (局に置かれる職に限る。) を含む。) の職以上の職にある者
- 課員の着任延期の承認
- る者の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令 課長に相当する職 (課に置かれる職に限る。) にある者及び課長補佐 (総括担当) の職にあ
- \_ る者の旅行命令 課長に相当する職 (課に置かれる職に限る。) にある者及び課長補佐 (総括担当) の職にあ
- 課員の旅行の復命の受理
- 勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定 課員の週休日の指定及び勤務時間の割振り、週休日の振替、休憩時間の変更の承認、 時間外
- 課員の時差通勤に係る勤務の指定及びその変更
- 号までに掲げる場合に限る。)<br />
  の承認 項第一号から第十号まで、第十四号、第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十 三号まで及び第十五号に掲げる場合に限る。)の届出の受理並びにこれらの者の特別休暇(同 る者の年次有給休暇及び特別休暇(人事委員会規則八―五第二十二条第一項第十一号から第十 課長に相当する職(課に置かれる職に限る。)にある者及び課長補佐(総括担当)の職にあ

公

報

- 課員の病気休暇の承認
- 三十三号までに掲げる場合に限る。)及び介護休暇の承認 課員の特別休暇(人事委員会規則八―五第二十二条第一項第二十七号及び第三十一号から第
- の期間の延長の承認並びにその取消し 職員(課長(これに相当する職を含む。)の職以上の職にある者を除く。)の育児休業及びそ
- ヲ 及びその期間の延長の承認並びにその取消し 職員(課長(これに相当する職を含む。)の職以上の職にある者を除く。)の育児短時間勤務
- 課員の育児休業に係る部分休業の承認及びその取消し
- 職員(課長(これに相当する職を含む。)の職以上の職にある者を除く。)の修学部分休業の
- 及び休業時間の延長の承認、 (課長 (これに相当する職を含む。)の職以上の職にある者を除く。)の高齢者部分休業 休業時間の短縮並びにその取消し
- 及びその期間の延長の承認並びにその取消し (これに相当する職を含む。) の職以上の職にある者を除く。) の自己啓発等休業
- 職員 (これに相当する職を含む。) の職以上の職にある者を除く。) の配偶者同行休業

(11)

及びその期間の延長の承認並びにその取消し

- る者の育児休業に係る部分休業、 課長に相当する職(課に置かれる職に限る。)にある者及び課長補佐 修学部分休業及び高齢者部分休業の承認の一部の取消し (総括担当) の職にあ
- 課員の営利を目的とする私企業等の役員の兼職又は報酬を得てする事業若しくは事務の従事
- 課員の職務に専念する義務の免除(人事委員会規則九―一第一条各号に掲げる場合 (同条第

ネ

- 七号に掲げる場合にあっては、事務局長が別に定める場合に限る。)に限る。)の承認
- 課員の職務に専念する義務の免除の承認(職員服務規程第七条の三に規定するものに限る。)
- 課員が報酬を得て非常勤の消防団員を兼職することの承認

ラ ナ

A

- 職にある者(課長の職を兼ねる者を除く。)及び課長に相当する職(局に置かれる職に限る。) 手当の認定又は決定 にある者(課長補佐の職を兼ねる者を除く。)の扶養手当、住居手当、 事務局長(これに相当する職を含む。)の職にある者、次長(これに相当する職を含む。)の 通勤手当及び単身赴任
- 課員の管理職員特別勤務手当の対象となる勤務の実績の確認
- イ 定例的又は軽易なものの公示及び公表

公文書等に関する次のこと

- 口
- 諸証明の発行
- 通知、申請、届け、報告、 照会、回答等の受理及び提出
- 三 支出を伴う事案の決定に係る契約の締結その他の支出負担行為及び支出命令(課長補佐(総括

担当)の専決に係るものを除く。)

- 前号に掲げるもののほか、事務決裁規程 (昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)別表第一各
- Ŧî. 課長の専決事項の項に規定する事務のうち財務に係るもの 人事委員会規則十一三(職員の苦情相談に関する規則)第四条第一項の助言等に係るもの
- 職員に関する次のこと。

課長補佐(総括担当

- イ 休日勤務及び夜間勤務の命令 (課長に相当する職にある者及び課長補佐 (総括担当) の職にある者を除く。) の時間
- 課員 (課長に相当する職にある者及び課長補佐 (総括担当) の職にある者を除く。) の旅行

口

有給休暇及び特別休暇 課員(課長に相当する職にある者及び課長補佐 (人事委員会規則八―五第二十二条第一項第十一号から第十三号まで及 (総括担当)の職にある者を除く。) の年次

げる場合に限る。) の承認 ら第十号まで、第十四号、第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号までに掲 び第十五号に掲げる場合に限る。)の届出の受理並びにこれらの者の特別休暇 (同項第一号か

休業に係る部分休業、修学部分休業及び高齢者部分休業の承認の一部の取消し 課員(課長に相当する職にある者及び課長補佐(総括担当)の職にある者を除く。)の育児

長補佐の職を兼ねる課長に相当する職(局に置かれる職に限る。)にある者及び課員の扶養手 課長の職を兼ねる次長の職(これに相当する職を含む。)にある者、課長の職にある者、課

公文書等に関する次のこと

当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定又は決定

定例的又は軽易な事実証明、謄本、抄本等の交付

定例的又は軽易な通知、届け、報告、照会及び回答の受理及び提出

三 課員 (課長に相当する職にある者及び課長補佐 (総括担当) の職にある者を除く。) の旅行命 令に係る支出負担行為及び支出命令

係る契約の締結その他の支出負担行為及び支出命会 前号に掲げるもののほか、一件十万円未満の支出を伴う次に掲げる事案の決定並びにこれらに

知事が別に定める物品の購入に係る事案の決定

事務決裁規程別表第一各課長の専決事項の項第十六号から第二十五号までに掲げる事案の決

庁用自動車に係る運転命令及び報告の徴収

定以外の事案の決定

自家用自動車等の使用の承認

別表第二職員課長之印の項を削る。

この訓令は、

平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県人事委員会訓令第五号

人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員 長

小

Ш

竹

男

人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務専決規程 (昭和五十六年宮城県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正す

る。

第三

地方公務員法第五十八条の三第一項の規定に基づく同法第二十五条第四項に規定する等級及び |条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

職員の職の属する職制上の段階ごとの職員の数の報告

第三条第一項に次の一号を加える。

一項の規定に基づく特定事業主行動計画の策定 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十五条第

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第四号

成二十三年人事委員会告示第十一号(人事委員会の権限(地域手当)の一部委任)の一部を次のよう 人事委員会は、人事委員会規則二―二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、 平

に改正した。

平成二十八年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長

小

Ш

竹

男

二の(5)中「第三号」を「第二号」に改める。

この告示の効力の発生する日

平成二十八年四月一日

〇人事委員会告示第五号

成七年人事委員会告示第一号(人事委員会の権限(職員の勤務時間等の基準等)の一部の委任)の一 人事委員会は、人事委員会規則二―二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、

部を次のように改正した 平成二十八年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長

小 Ш 竹 男

二の仇中「第三号」を「第二号」に改める。

この告示の効力の発生する日

平成二十八年四月一日